

平成二十七年総務省令第四号

地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令

地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行に伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の四十九の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令を次のように定める。

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七条) 第百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続については、法及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(申請書)

第二条 法第二百五十二条の二十一の三第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定都市の市長及び当該指定都市を包括する都道府県(以下「包括都道府県」という。)の知事

二 総務大臣の勧告を求める事項(指定都市の市長及び包括都道府県の知事の主張の要点を含む。)

三 指定都市都道府県調整会議における協議の経過

四 申請の年月日

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が勧告を行うについて参考となる事項(指定都市都道府県勧告調整委員の職務の執行)

第三条 指定都市都道府県勧告調整委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

(代表指定都市都道府県勧告調整委員)
第四条 指定都市都道府県勧告調整委員は、代表指定都市都道府県勧告調整委員を互選しなければならない。

2 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告の求めがあつた事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見(以下「勧告に関する意見」といふ)。

意見」という。」を述べるための審議を行う会議(以下単に「会議」という。)を主宰し、指

議(以下単に「会議」という。)を主宰し、指
定都市都道府県勧告調整委員を代表する。

百七十四条の四十八の八第五項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、会議の期日外においてもこれを用うことができる。

(指定都市都道府県勧告調整委員の合議)

3 代表指定都市都道府県勧告調整委員に事故があるときは、代表指定都市都道府県勧告調整委員の指定する指定都市都道府県勧告調整委員がその職務を代理する。

(指定都市都道府県勧告調整委員によるものとする。)

百七十四条の四十八の八第五項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、会議の期日外においてもこれを用うことができる。

(指定都市都道府県勧告調整委員の合議)

第五条 法第二百五十二条の二十一の四第五項の規定並びに同条第六項の規定により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項(第二号を除く)、第十項及び第十一項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員に欠員を生じた場合に

市都道府県勧告調整委員に代わる者としての指

定都市都道府県の委員が指名される。

2 前項の規定により指定都市都道府県の委員の中に異動があつた場合においても、既に

行つた勧告に関する意見を述べる手続は、影響を受けないものとする。

(会議の招集)

第六条 会議は、代表指定都市都道府県勧告調整委員がこれを招集する。

2 会議の期日及び場所は、代表指定都市都道府県勧告調整委員がこれを定める。

3 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の期日及び場所を変更することができる。

(会議の秩序の維持)

第七条 会議の期日における秩序の維持は、代表

2 代表指定都市都道府県勧告調整委員が行う。

3 代表指定都市都道府県の知事が出席する会議は、指定都市都道府県勧告調整委員が公開する。

(参考人の陳述等)

第八条 指定都市の市長又は包括都道府県の知事が出席する会議は、指定都市都道府県勧告調整委員が公開することを相当と認める場合に限り公開する。

(参考人の陳述等)

第九条 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告

にに関する意見を述べるため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求めて、又は鑑定人に鑑定を依頼することができ

ファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行す

る。

(附則)(令和元年一二月一三日総務省令)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附則)抄

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行す

る。

(附則)抄